**平成２７年（フ）第７８９号**
広島市安佐南区川内２丁目15番５―303号
破産者　国枝商店こと　國枝　俊一
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第８０２号**
大阪府吹田市佐井寺３丁目23番12号（Ｓ７）
破産者　竹岡　正博
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第８２７号**
広島市安佐北区亀崎４丁目23番17号
破産者　小方　敏行
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３７号**
高知県室戸市室津2462―１、住民票上の住所　高知県高知市介良乙2656番地８
破産者　山崎　修作
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２７年（フ）第５４７号**
北九州市八幡西区上上津役３丁目６番１―105号
破産者　伊藤　眞一
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第３１４号**
沖縄県那覇市赤嶺１丁目８番地４　ネクスコート當間503
破産者　平田　光賛
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第５５号**
青森県十和田市大字法量字下川原26番地２
破産者　山下　　裕
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第７５号**
青森県十和田市大字三本木字下平296番地13
破産者　吉田　祥子
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第７６号**
青森県上北郡六戸町小松ケ丘１丁目77番地120、旧住所青森県十和田市大字三本木字下平297番地12
破産者　葛西　　翼
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第１１４号**
福島市岡部字当木前38番地の２　サンフローラＢ105号室
破産者　菅原　達也
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２５年（フ）第１５７号**
富山県砺波市東石丸414番地　高田方、前住所富山県砺波市永福町５番69号
破産者　野村　光夫
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２７年（フ）第７４号**
石川県小松市本江町ヘ87番地
破産者　オートガレージシモグチこと　下口　博一
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

**平成２７年（フ）第５９５号**
静岡県浜松市中区泉３丁目１番４号
破産者　池庄司信彦
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第２１号**
大阪府箕面市箕面６丁目６番41―202号、開始決定時の住所山口県防府市大字田島1378番地の１
破産者　水野　宏一
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１号**
香川県高松市伏石町1568番地　伏石第二ハイツ201
破産者　木村喜久恵
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第６５７号**
北九州市小倉北区浅野２丁目６番10―205号
破産者　スポーツアカデミーこと　中林　員典
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第５４号**
北九州市八幡東区西本町１丁目14番２―202号
破産者　菊竹　義文
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第５５号**
北九州市八幡東区西本町１丁目14番２―202号
破産者　菊竹　房子
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部